

「健康・食育パートナーズ」の登録に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条

この要領は、「福岡 100 PARTNERS」の登録に関する取扱い要綱に基づき、市民が健全な食生活を実践することを目的として、飲食店等（以下、「店舗」という。）を利用する際、健康に配慮したメニューやサービスを受けられたり、健康・食育に関する情報を得られる機会を増やすために、これらのサービスを実施する意思のある店舗を「健康・食育パートナーズ」として登録することに関して、その手続きについて定めるものとする。

(対象)

第2条

健康・食育パートナーズ登録の対象となる店舗は、次に掲げるとりとする。

飲食店（居酒屋、ファミリーレストラン、ファーストフード、カフェ、社員食堂、学生食堂等）

食料品販売店（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、惣菜、弁当、パン、菓子、配食、デリバリー等）

給食施設（事業所、寄宿舍、寮等）

(登録要件)

第3条

「福岡 100 PARTNERS」の登録に関する取扱い要綱の登録要件に加えて、健康・食育パートナーズの登録を希望する店舗で、別表1に定める基準を満たすものとする。

(登録手続き)

第4条

健康・食育パートナーズの登録は無料とし、手続きは次のとおり行うものとする。

(1) 申し込み

登録を希望する店舗は、所在地の保健福祉センターに、健康・食育パートナーズ登録申込書（様式1）を提出する。

(2) 書類審査

保健福祉センター所長は、前項の健康・食育パートナーズ登録申込書を受理したときは、登録申込書に記載された事項について審査を行う。必要に応じて電話調査や個別訪問により確認を行う場合がある。

(3) 登録通知書等の交付

保健福祉センター所長は、審査の結果、前条の規定に適合すると認めるときは当該店舗を健康・食育パートナーズとして登録し、登録通知書（様式2）、及びステッカーを交付する。

(4) 健康・食育パートナーズの取組事項

登録された店舗（以下「登録店舗」という。）は、入口などの市民や利用者の目につきやすい場所にステッカーを掲示し、健康・食育パートナーズであることを明示し、併せて登録内容の情報提供を行い、市民への普及啓発に努める。

(登録内容の変更)

第5条

登録店舗は、登録内容に変更が生じた場合は、健康・食育パートナーズ登録変更届（様式3）を提出しなければならない。

(登録の辞退)

第6条

登録店舗は、登録の廃止、転居、廃業などの場合については、すみやかに健康・食育パートナーズ登録辞退届（様式4）を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第7条

保健福祉センター所長は、虚偽の登録又は市民からの苦情等により、健康・食育パートナーズの登録が適正でないと判断したときは、当該登録店舗に対して健康・食育パートナーズ登録取消通知書（様式5）により登録取り消しを行い、ステッカーを返却させることができる。

第8条

保健福祉センター所長は、登録店舗から廃業の連絡が無く、その事実関係を確認できた場合は、当該登録店舗の登録取り消しを行うことができる。

(登録後の情報提供等)

第9条

保健福祉センター所長は、登録店舗の情報をホームページ等にて紹介するとともに、登録店舗及び登録を希望する店舗に対し、登録内容の確認や相談、支援等を行う。

(経過措置)

第10条

この要領の施行前にした登録については、施行の日から令和2年9月30日まで、第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。それ以降について、第2条及び第3条の規定を満たしていないものについては、届出なしに登録辞退がなされたものとみなす。

(ロゴの使用)

第11条

登録店舗がロゴを使用する際には、ロゴ使用届出書（様式6）を事務局へ提出し、承認（様式7）を得なければならない。

- (1) ロゴの使用承認は、別表2に掲げる各項目を満たすことを要件とする。
- (2) 事務局は、第1項による承認後にロゴの使用状況等が、別表2の各項目に反すると判断した場合や、その他の事由で不適切であると判断した場合は、当該承認を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の「福岡市健康・食育サポート店」事業実施要領を、この要領による改正後の福岡市「健康・食育サポート店」事業実施要領に名称変更する。

附則

この要領は、「福岡 100 PARTNERS」事業の一部として、新たに位置付けを整理するとともに、事業名の変更及び要領の

改定を行い、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月4日から要領第4条の登録手続き、及び様式1、3を変更する。

附則

この要領は、令和2年12月10日から要領第6条の登録の辞退等手続きを変更する。

附則

この要領は、令和3年9月21日から要領第11条のロゴの使用、及び様式6、7を追加する。

附則

この要領は、令和6年7月1日から要領第4条の登録手続き、第7条・8条の登録の取り消し、第9条の登録後の情報提供等、別表2を変更する。

別表1 健康・食育パートナーズ登録基準

項目	基準	条件
健康情報の発信	市が提供する健康や食育に関する情報を利用者に発信する。注1	必須
禁煙	屋内禁煙である。	必須

項目	基準	条件
健康に配慮したメニューの提供	バランス メニュー	一つ以上
	野菜いっぱい メニュー	
	塩分控えめ メニュー	
	シニア元気 メニュー	
	朝ごはん メニュー	
健康に配慮したサービスの提供	ごはん少なめ サービス	一つ以上
	塩分控えめ サービス	
	まごころ サービス	

健康に配慮した情報の提供	栄養成分表示	栄養成分表示をしている。注5	
	郷土料理	福岡の郷土料理を提供している。注6	
食文化に関するメニューの提供	行事食	日本の伝統的な行事食を提供している。注7	

注

- 1) 掲示、配布、ホームページ、SNS 等により情報発信すること。
- 2) 主食…ごはん、パン、めん類等
主菜…魚、肉、卵、大豆製品等を主に使った料理
副菜…野菜（いも類、きのこ類、海藻類も含む）を主に使った料理。
主食・主菜・副菜の要素が入っていれば1皿でもよい。
野菜の漬物は（塩分の過剰摂取につながるため）副菜には含まない。
- 3) 野菜の漬物は（塩分の過剰摂取につながるため）含まない。

【緑黄色野菜一覧】

あさつき	しそ(葉、実)	(なばな類)	ふだんそう
あしたば	じゅうろくささげ	和種なばな	ブロッコリー(花序、芽ばえ)
アスパラガス	しゅんぎく	洋種なばな	ほうれんそう
いんげんまめ(さやいんげん)	すぐきな(葉)	(にら類)	みずかけな
エンダイブ	せり	にら	(みつば類)
(えんどう類)	タアサイ	花にら	切りみつば
トウモロコシ(莖葉、芽ばえ)	(だいこん類)	(にんじん類)	根みつば
さやえんどう	かいわれだいこん	葉にんじん	糸みつば
おおさかしろな	葉だいこん	にんじん	めキャベツ
おかひじき	だいこん(葉)	きんとき	めたで
オクラ	(たいさい類)	ミニキャロット	モロヘイヤ
かぶ(葉)	つまみな	莖にんにく	ようさい
(かぼちゃ類)	たいさい	(ねぎ類)	よめな
日本かぼちゃ	たかな	葉ねぎ	よもぎ
西洋かぼちゃ	たらめ	こねぎ	(レタス類)
からしな	チンゲンサイ	のざわな	サラダな
ぎょうじゃにんにく	つくし	のびる	リーフレタス
みずな	つるな	パクチョイ	サニーレタス
キンサイ	つるむらさき	バジル	レタス(水耕栽培)
クレソン	とうがらし(葉・果実)	パセリ	サンチュ
ケール	(トマト類)	(ピーマン類)	ルッコラ
こごみ	トマト	青ピーマン	わけぎ
こまつな	ミニトマト	赤ピーマン	(たまねぎ類)
さんとうさい	とんぶり	トマピー	葉たまねぎ
ししとう	ながさきはくさい	ひのな	みぶな
	なずな	ひろしまな	

- 4) サービス後に「塩分控えめ」になれば他の内容でもよい。
- 5) 食品表示法による栄養成分表示が義務となる食品を取り扱っている店舗については対象外とする。
 栄養成分表示は食品表示の規定によること。
 提供メニューのうち5品以上について表示する。
 提供メニューが5品未満の場合は、全てのメニューについて表示する。
- 6) この場合の「郷土料理」は、がめ煮、博多雑煮、儀助煮、水炊き、もつ鍋、かしわ飯、だぶ、ごまさば、おきゅうと、あちゃら漬、博多押し等のことを言う。
- 7) この場合の「行事食」は、おせち、雑煮、七草がゆ、節分の豆、恵方巻、ひし餅、ひな菓子、ちらしずし、春分の日のおぼた餅、ちまき、かしわ餅、七夕そうめん、土用のうなぎ、お盆の団子、月見団子、秋分の日のおはぎ、七五三の千歳飴、冬至のかぼちゃ料理、年越しそば等のことを言う。

別表2

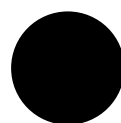
(1) ロゴの使用目的等が次の各号に該当しないこと。

ア. 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動を目的とするもの。

イ. 法令や公序良俗に反するもの。

ウ. 登録店舗等が提供する商品やサービスの品質等を担保・保証するもの。

(2) 以下のロゴデザインを使用すること。



#1D2088	C:100	#000000	C:0
R:29	M:100	R:0	M:0
G:32	Y:0	G:0	Y:0
B:136	K:0	B:0	K:100